（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二号ハ中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「物質」を「有害物質」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正）

第六条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ中「同法第二条第七項」を「同条第八項」に改める。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第七条　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）

第八条　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第二十五条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法及び有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「第十四条の八第一項」に改める。

一　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第二十条

二　有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第十三条第二項

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

五・五海里

平成二十二年三月一日

関東地方整備局東京空港整備事務所管理

告示

○海上保安庁告示第百十一号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東京国際空港D滑走路工事北D灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（東京灯標の南西方約二・九キロメートル）
北緯	三五―三二―四二
東経	一三九―四八―三六
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	実効光度一三〇カンデラ
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日	平成二十二年三月一日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　近畿地方整備局神戸港湾事務所管理
名称	鹿児島県枕崎港沖防波堤東灯台
位置	
所在地	鹿児島県枕崎港（沖防波堤東端）
北緯	三一―一五―一八
東経	一三〇―一七―二五
廃止年月日	平成二十二年二月二十八日
名称	東京国際空港D滑走路工事東E灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（東京灯標の南南西方約一・八キロメートル）
北緯	三五―三三―〇二
東経	一三九―四九―一七
廃止年月日	平成二十二年三月一日
名称	東京国際空港D滑走路工事東F灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（東京灯標の南南西方約一・八キロメートル）
北緯	三五―三三―〇七
東経	一三九―四九―〇七
廃止年月日	平成二十二年三月一日
名称	東京国際空港D滑走路工事東G灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（東京灯標の南西方約一・八キロメートル）
北緯	三五―三三―一二
東経	一三九―四八―五六
廃止年月日	平成二十二年三月一日
名称	坂手港灯台
位置	
所在地	香川県坂手港（大手城ノ鼻の東北東方約五九〇メートル）
北緯	三四―二七―二二
東経	一三四―一九―一三
廃止年月日	平成二十二年三月一日

○海上保安庁告示第百十二号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	枕崎港西防波堤灯台
位置	
所在地	鹿児島県枕崎港（西防波堤外端）
北緯	三一―一五―四一
東経	一三〇―一七―三五
変更した事項	名称
名称	枕崎港沖防波堤東灯台
位置	
所在地	鹿児島県枕崎港（沖防波堤東端）
北緯	三一―一五―一八
東経	一三〇―一七―二六
高さ	地上から構造物の頂部まで七・五メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日	平成二十二年二月二十八日
名称	東京国際空港D滑走路工事南A灯標
位置	
所在地	京浜港東京区（東京灯標の南南西方約五・八キロメートル）
北緯	三五―三〇―五八
東経	一三九―四八―三〇
変更した事項	位置
位置	
所在地	京浜港東京区（東京灯標の南南西方約五・八キロメートル）
北緯	三五―三一―〇三
東経	一三九―四八―二三
変更年月日	平成二十二年三月一日
名称	東京国際空港D滑走路工事南B灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（東京灯標の南南西方約五・五キロメートル）
北緯	三五―三一―〇六
東経	一三九―四八―三八
変更した事項	位置
位置	
所在地	京浜港東京区（東京灯標の南南西方約五・四キロメートル）
北緯	三五―三一―一一
東経	一三九―四八―三二
変更年月日	平成二十二年三月一日